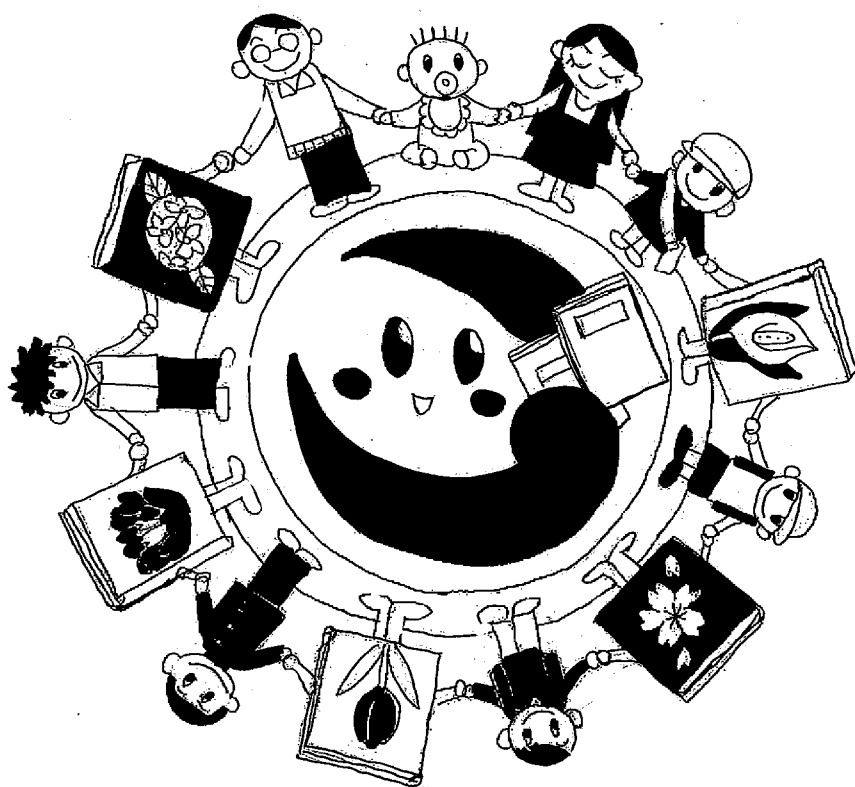


五泉市子ども読書活動推進計画

読書ではぐくむ豊かな心



平成25年3月
五泉市教育委員会

はじめに

私たちの日常生活の中で、読書によって与えられる影響は大きいものがあると考えます。中でも子どもたちにとっての読書は、人間形成の第一歩となる重要な役割を果たしているのではないのでしょうか。

乳幼児期には、家族や周囲の人たちからわらべうたや絵本の読み聞かせをしてもらうことにより、人との信頼関係が生まれ、言葉や物語の面白さを知り、その世界に興味を持ち始めます。小学生、中学生、高校生と成長する段階では、出会った本によって人生の指針や生きる力を与えられることもあります。

しかしながら、現代の子どもたちを取りまく環境は、携帯電話やゲーム機の普及により人と触れ合う時間が少なくなり、結果として想像力の欠如から本が読めなくなっているのではないかと危惧されています。ふるさとの自然や文化を愛し、生きる知恵を身に付け、先人が積み上げてきた歴史を継承し、さらに創造力を蓄えてもらうためには、読書が何よりも大切であると考えます。

その環境を整えるための第一歩として、平成24年度からは本と子どもたちを繋ぐ架け橋としての図書館司書を市内各小学校に派遣し、成果を上げているところであります。さらにその基盤を強化する意味でも、このたび「五泉市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。この計画では将来を担う子どもたちが本と親しみ、読書習慣を身につけることにより心豊かな生活が送られるよう、図書館を始め、家庭、地域、保育園、幼稚園、小中学校などがさらに連携を深め、あらゆる場面で自主的に読書活動ができるような具体的な方策を示しております。

本計画を策定するにあたり、多大なご尽力をいただいた委員の皆様、アンケートにご協力いただいた市内小中学校の児童、生徒、保護者の皆様、並びに幼稚園、保育園の保護者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成25年3月

五泉市教育委員会教育長 井上幸直

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
(1) 国・県の動向	1
(2) 五泉市の現状	2
(3) 今後の課題	7

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	8
2 計画の対象	8
3 計画の期間	8
4 基本方針	8
5 子ども読書活動推進計画のイメージ図	9

第3章 推進のための具体的な方策

1 家庭における読書環境づくり	10
2 地域における読書環境づくり	11
3 保育園・幼稚園における読書環境づくり	13
4 学校における読書環境づくり	14
5 市立図書館における読書環境づくり	15
6 年齢に沿った読書環境づくり	17
7 <別表：年齢に沿った取組の目安>	18

○ 用語説明（文中 ★1～18）	20
○ 参考資料	21
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	21
・ 文字・活字文化振興法	24
・ 市内読書ボランティア活動状況	27

第1章 計画の策定にあたって

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものです。読書によって培われた力は、子どもの持つ無限の可能性や夢を広げ、これからの時代の担い手となる子どもの成長にとって大きな糧となります。

子どもの頃に本を読む楽しさを知り本に親しむことが、生涯にわたる読書習慣の基礎となり、自ら学ぶ意欲を育てることにつながります。そうした観点から、子どもの読書活動を推進していくことは重要であり、社会全体の問題として、家庭、地域、学校、市立図書館などが、それぞれの分野で担うべき役割を認識した上で、相互に連携を図りながら子どもの主体的な読書活動を支えるための条件整備に取り組んでいくことが必要です。

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

国は子どもの健やかな成長のために、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。この法律の第2条には基本理念として「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定されています。

第9条においては、都道府県及び市町村は、それぞれ「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされています。また、国においては、同法の規定に基づき、平成20年3月11日に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しており、当該計画の期間中に50%以上の市町村において「市町村子ども読書推進計画」が策定されるよう、取り組みを促すこととされています。

新潟県では、平成16年3月に第一次「新潟県子ども読書活動推進計画」が、平成21年3月には第二次が策定され、市町村などにおいても主体的に実施することが期待されております。

(2) 五泉市の現状

本市では、保育園、幼稚園、小中学校、五泉市立図書館及び村松図書館（以下「市立図書館」という。）などで、それぞれ子どもの読書活動に関する事業を実施しておりますが、人口の減少はもとより、学齢段階が進むにつれ読書離れの傾向が見受けられます。

しかしながら、平成18年1月に隣接する五泉市と村松町が合併し、村松地域にも小規模ながら単独の図書館が設置されました。その相乗効果で五泉市全体の利用者の増加につながりました。

平成21年4月1日現在の人口56,604人のうち、18歳以下は9,207人で登録者数は3,321人。登録率は36%でした。平成24年4月1日現在の人口55,027人のうち、18歳以下は8,571人、そのうち18歳以下の登録者数は3,585人で、約41%の登録率となっています。登録者数が増加している反面、貸出者数は減少傾向にあります。

このような現状の中、家庭、地域社会、学校施設などと連携し、読書環境の整備及び読書推進の諸施策の構築は、重要な課題であると受け止め、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、「五泉市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画の策定にあたって、読書に関する現状を把握するために、次のとおりアンケートを実施しました。アンケートの結果と考察は次のとおりです。

アンケートの実施状況及び結果

<アンケート調査対象及び回答回数>

○保育園児、幼稚園児、小学生1年～3年生をもつ保護者

配布数 855枚

回収数 637枚（回収率＝74.5%）

○小学生4年～6年生

配布数 448枚

回収数 436枚（回収率＝97%）

○中学生1年～3年生

配布数 222枚

回収数 216枚（回収率＝97%）

① 読書に対する保護者の考え方

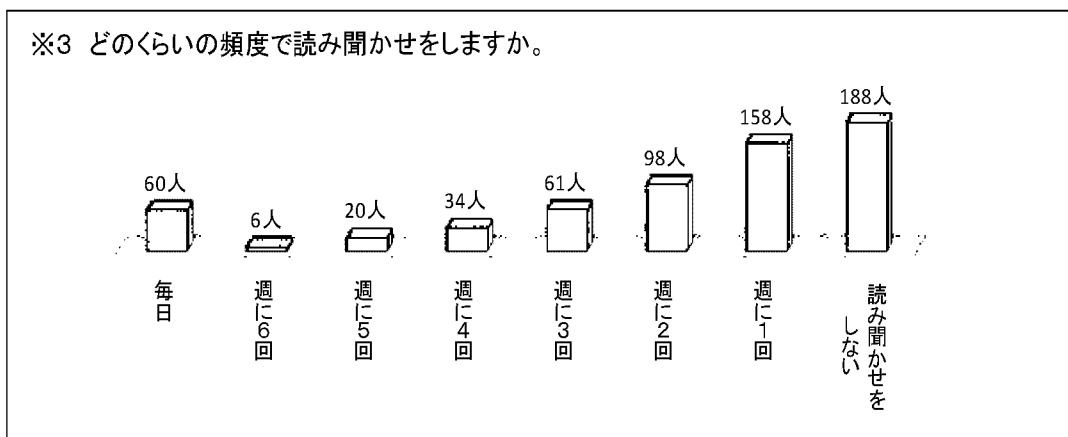
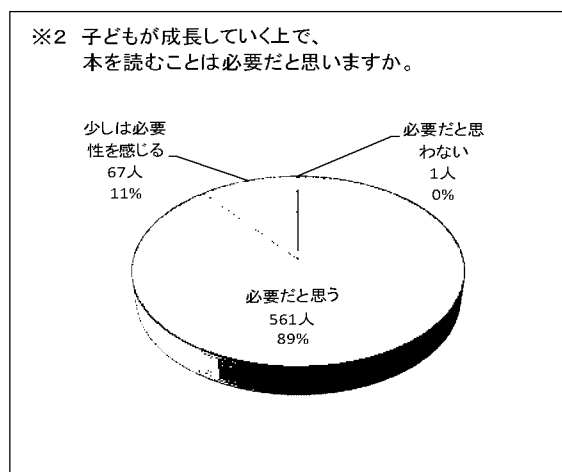
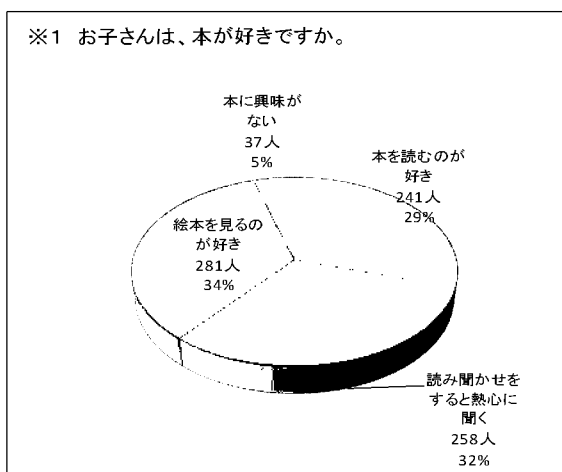
(0歳児～6歳児、小学1年～3年生 回答：637人)

ア. 本への関心について

「お子さんは本が好きですか？」※1の問いに対して「本を読むのが好き」241人、「読み聞かせをすると熱心に聞く」258人、「絵本を見るのが好き」281人という結果となりました。「本」に対する興味は非常に大きいようです。「本に興味がない」という答えは37人で全体の5%でした。

次に「子どもが成長していく上で、本を読むことは必要だと思いますか？」※2の問いに対しては561人と89%が必要だと思うと答えています。具体的な必要性として、親子のコミュニケーションのため、文字を覚えるため、言葉を覚えるため、想像力を養うため、感受性を豊かにするためなどの意見がありました。

しかし、読み聞かせに対しての関心は低く、「読み聞かせをしない」※3が188人と29%、次いで「週に1回」が158人と24%となっており、「毎日する」は60人と10%に満たない結果となりました。



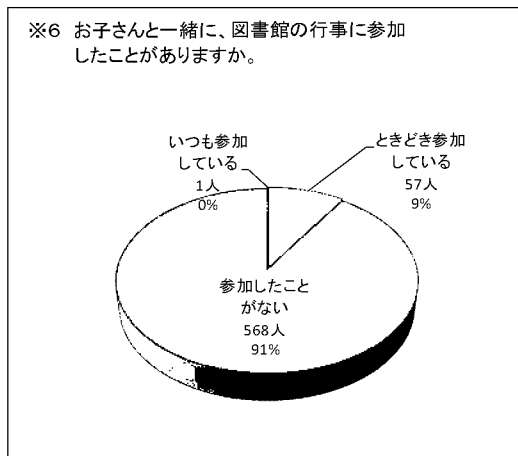
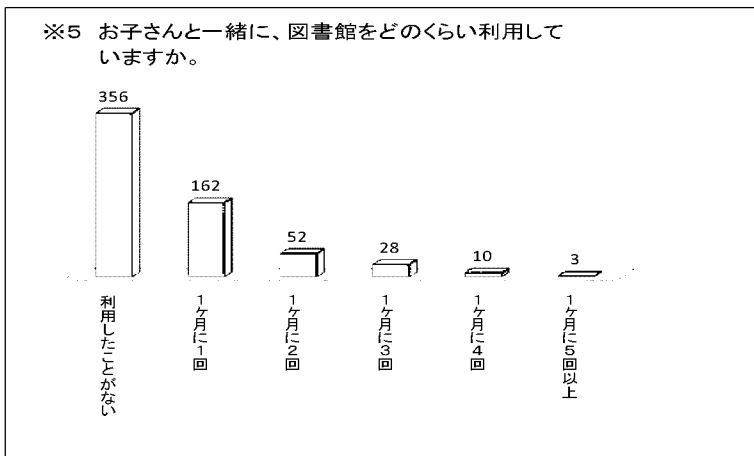
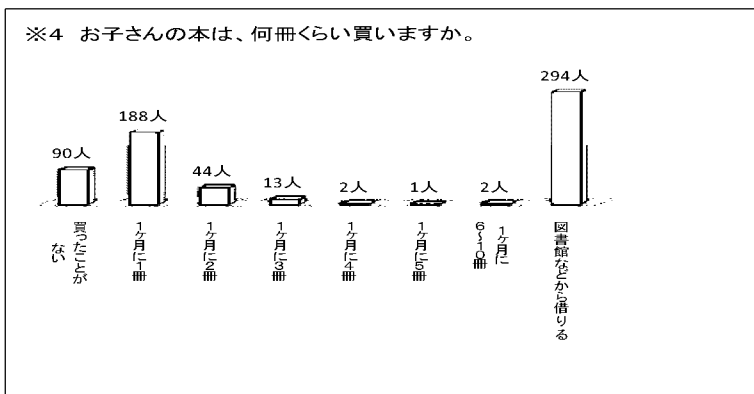
イ. 本と出会う環境について

「お子さんの本は、何冊くらい買いますか？」※4の問いに対して、「図書館などから借りる」が294人と46%、「1ヶ月に1冊」が188人、「1ヶ月に2冊」が44人と続き、多い人で「1ヶ月に6～10冊」が2人いました。また、「買ったことがない」は90人でした。85%の家庭において何らかの方法で本と親しんでいることがわかりました。

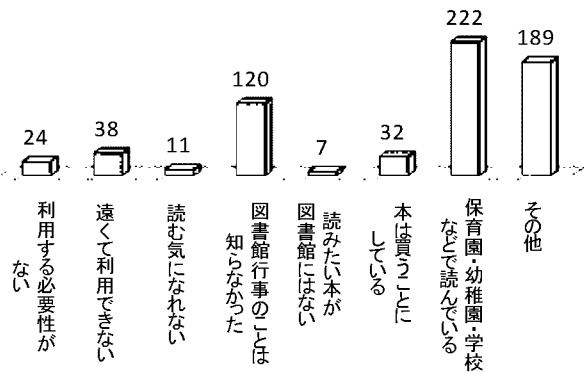
しかしながら、図書館の利用頻度をたずねた設問※5では「図書館を利用したことがない」という答えが55%、図書館行事の参加の有無をたずねた設問※6では「参加したことがない」が91%という結果となりました。

また、「図書館を利用したことがない理由」※7として、「保育園・幼稚園・学校などで読んでいるから」が222人と最も多く、「遠くて利用できない」が38人、「図書館行事のことは知らなかった」120人、「読みたい本が図書館にはない」7人などがあげられています。その他、「子どもが騒いだりうるさくするから、または騒ぎそうだから心配だ」、「本を傷めたり汚したりすると心配」、「注意をされたから行かない」、「保育園・幼稚園・学校から借りるから」など色々なご意見が寄せられました。

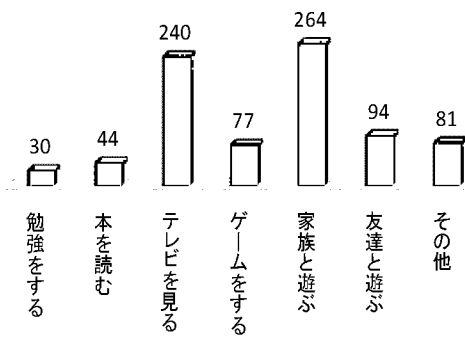
そして「お子さんが家で一番多くすることは何ですか？」※8に対する回答では、「家族と遊ぶ」264人、「テレビを見る」240人、「友達と遊ぶ」94人、「ゲームをする」77人、「本を読む」44人、「勉強をする」30人、その他81人という結果になりました。



※7 図書館を利用していない理由はなんですか。



※8 お子さんが家で一番多くすることはなんですか。



② 読書に対する小学4年生～中学生の考え方

(小学4年生～6年生、中学1年生～3年生 回答：652人)

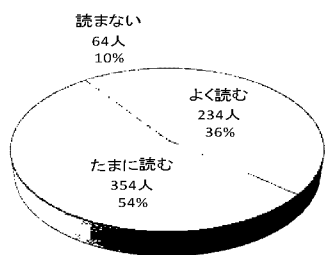
「あなたは本をよく読むほうですか？」※9に対して、小中学生合わせて652人中90%の生徒がよく読む、たまに読むと答えています。本を読む理由として「楽しく面白いから」※10が62%で最も多く、本の種類では、主に小説や物語を読んでいることがわかりました。さらに「どんな本を読んでいますか？」※11の設問からは、小学生は伝記、科学読み物、歴史物語、図鑑、趣味やスポーツなど色々な分野の本を読んでいます。中学生になると小説や物語が77%を占め、読む傾向が決まってきていることがわかります。

また、「読む本の選び方」※12として、「自分でさがす」が小中学生ともに大半を占めていました。次いで「友達にすすめられて」が21%、少数ですが「親にすすめられて」8%、「先生にすすめられて」は小中合わせて1%でした。「図書館の人にすすめられて」に至っては小学生で2%、中学生では0%でした。

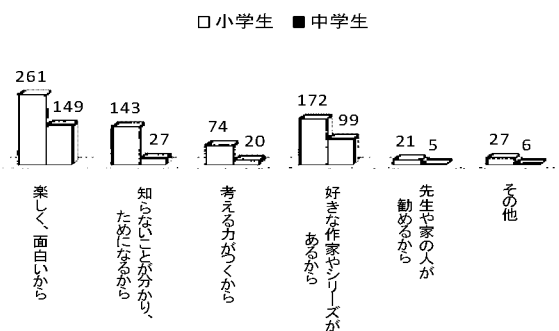
次に「手に入れる方法」※13として、小学生は学校や市立図書館から借りる割合が大きいのにに対し、中学生は借りるより買う方が増えています。

「本を読む頻度について」※14の問いに対しては、小学生では1ヶ月に3～6冊が171人、中学生では1～2冊で97人で一番多い回答でした。「図書館を利用しない理由」※15として「時間がないから」が30%、次いで「読みたい本がないから」が12%でした。

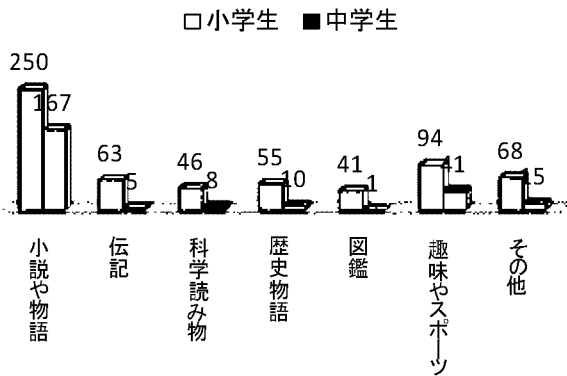
※9 あなたは本をよく読むほうですか。



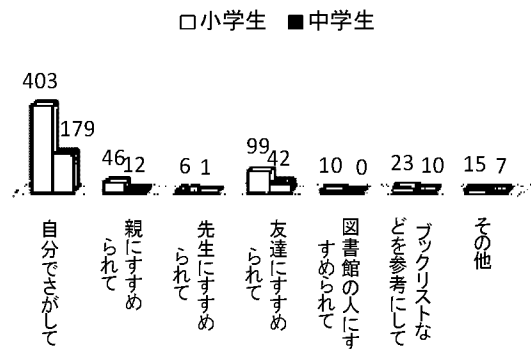
※10 本を読む理由は何ですか。



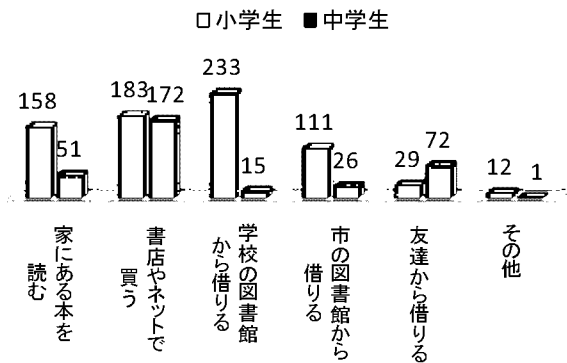
※11 どんな本を読んでいますか。



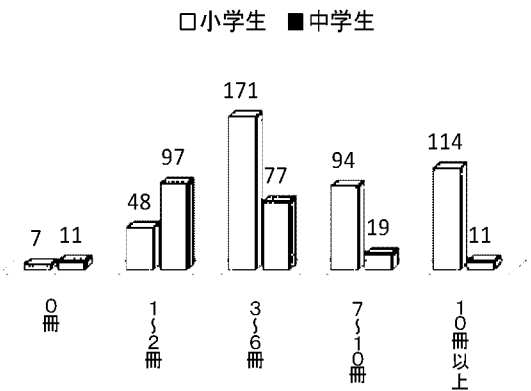
※12 あなたが読む本は、どのようにして選んでいますか。



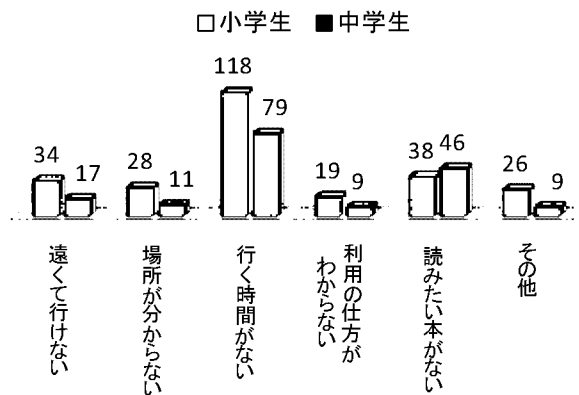
※13 あなたは読みたいと思う本をどのようにして手に入れていますか。



※14 1ヶ月に何冊くらいの本を読みますか。



※15 図書館を利用しない理由はなんですか。



(3) 今後の課題

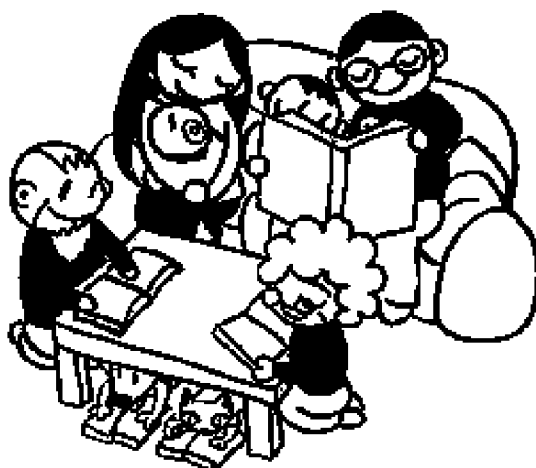
保護者のアンケート結果から、読書に対する考え方として、本を読むことの大切さは良くわかっていても、現実的には図書館行事に参加したり、図書館を利用したりする人は少ないということがわかりました。

また、多くの家庭で読み聞かせが行われるようになってきましたが、まだまだ読み聞かせが行われていない家庭への啓発が必要であることもわかってきました。

そして、小中学生のアンケート結果からは、学年が上がるとともに読書量が減り、図書館利用も減少していることが分かります。その減少をくい止めるためには、子どもたちの成長段階に応じて、読書に対する興味や関心が向くようなフォローアップが求められています。

このことから次のような取り組みが大切であると考えます。

- ◎ 家庭内で、本と親しむ環境をつくること。
- ◎ テレビ、ゲーム機、インターネット、携帯電話などから離れて、読書の時間をつくること。
- ◎ 子どもが本と親しむために、子どもの周りにはいる大人が、読書活動に積極的に関わっていくこと。
- ◎ 身近な場所（保育園、幼稚園、学校、図書館、生涯学習施設など）で、本と出会い、親しむ環境をつくること。
- ◎ 読書ボランティアとの連携と協働による読書環境をつくること。
- ◎ 読み聞かせの楽しさや、読書活動の意義について、積極的な広報や啓発活動を行い、子どもの読書活動に対する意識を高めること。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

子どもたちは、読書活動を通して言葉を学び、多くの知識を身につけ、深く考える力をつけていきます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていくためにも、読書活動は大変重要です。子どもたちの健やかな成長に、欠くことのできないものであり、豊かな人生をおくるためにもなくてはならないものです。

家庭、地域、学校など社会全体で、計画的に読書活動に親しむ環境づくりを推進することを目的として本計画を策定しました。

2 計画の対象

この計画の対象である子どもは、おおむね0歳から18歳までとします。

また、その子どもの読書活動の推進に関わる保護者、ボランティア、教職員、行政担当者などを対象とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。なお、社会状況などに大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

4 基本方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭や地域、保育園、幼稚園、学校や市立図書館などがそれぞれの立場で行っている活動、事業を充実させ、子どもが読書に親しむ機会を積極的に提供します。

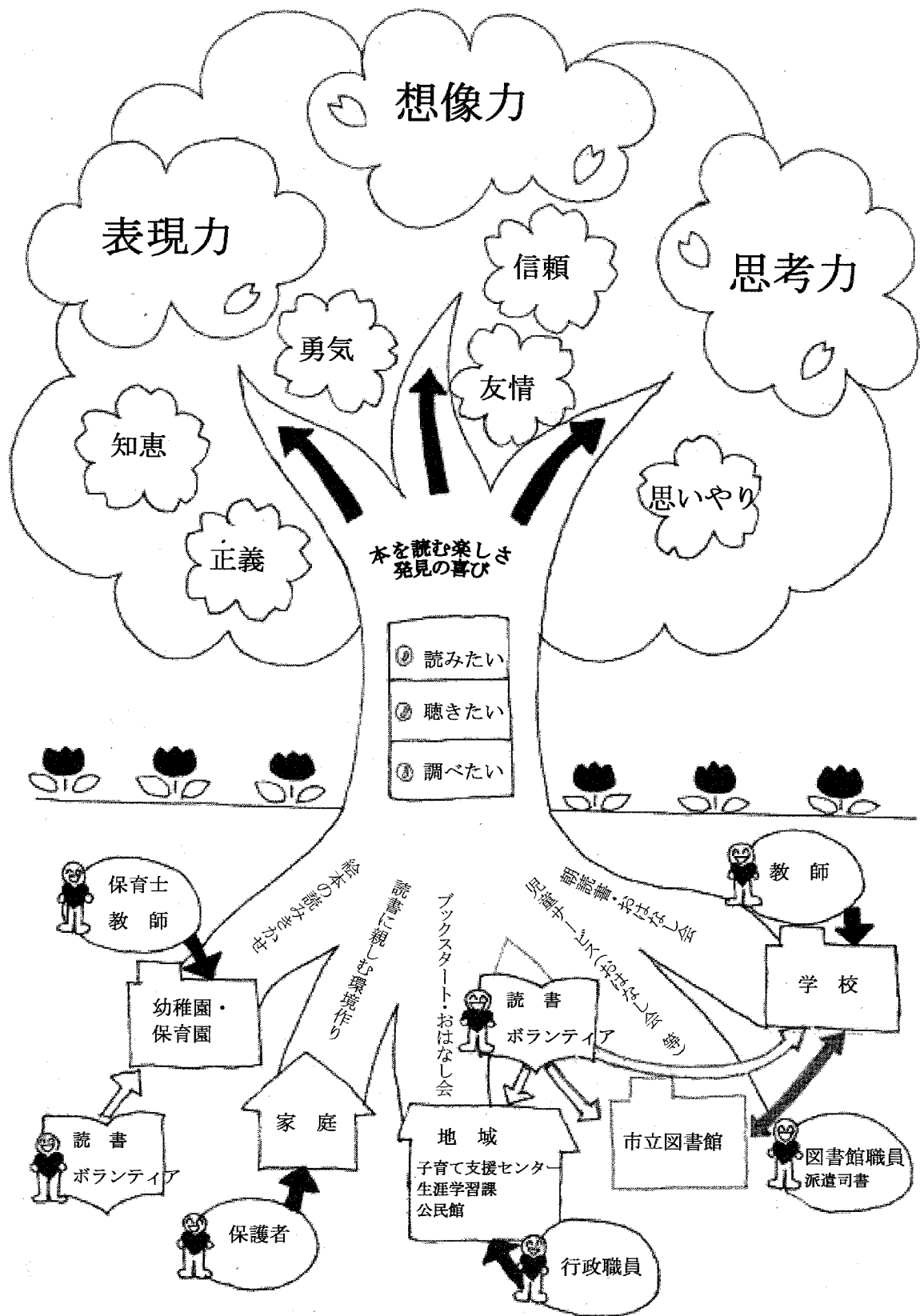
(2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもがいつでもどこでも読書ができるよう、市立図書館及び学校図書館などの施設や図書館資料の整備・充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動を進めるための連携・協力

子どもの読書活動に携わる家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、市立図書館などの関係機関やボランティアなどが緊密な連携を図り、相互に協力して社会全体として子どもの読書活動を推進します。

子ども読書活動推進計画のイメージ図



第3章 推進のための具体的な方策

1 家庭における読書環境づくり

○ 家庭の役割と取組

「子どもの読書活動推進に関する法律」第6条では「父母その他の保護者は子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする」と規定されており、子どもと最も身近に接する大人として保護者が子どもの読書に積極的に関わっていくことが記されています。

家庭では、保護者として子どもが本に親しむ機会をつくり出し、子どもとともに読書を楽しみ、主体的に読書に親しめるよう支援することが必要です。読書活動の成果を性急に求めることなく、子どもを温かく見守ることが大切です。

また、乳幼児期は、大人との信頼関係・愛着形成を確立していく上で大変重要な時期です。絵本の読み聞かせを始めることで、親子のふれあいを深め、子どもの健全な育成を促進します。

そして、これらの役割を果たす効果的な取り組みとして次のようなことが期待されます。

- ① 保護者自身が読書に親しむことで、子どもたちの読書への関心を引き出し、家庭内で積極的に読書の時間をつくる工夫をするなど、読書環境を整える。
- ② 「ブックスタート事業」★1で配布された絵本などを活用し、赤ちゃんに積極的に語りかけたり手遊びをしたり、こころの触れ合いを重ねることで信頼関係を育てる。
- ③ 幼児期の子どもたちに進んでわらべうたを唄ったり、絵本の読み聞かせや紙芝居をしたり、読書への興味をもたせる。
- ④ 子どもが興味・関心をもつような本を家庭の蔵書としてそろえる。
- ⑤ 子どもと一緒に地域の図書館や書店などを利用して、本のある空間に親しみをもたせる。
- ⑥ 地域の図書館で行われている「おはなし会」★2などに積極的に参加すること。
- ⑦ 中学生、高校生には「読書は生涯にわたり生きていく上で糧になる」ことを伝える。

★印の用語については、P20に説明を記載

2 地域における読書環境づくり

○ 地域（行政）の役割と取組

(1) 子育て支援事業（こども課）

子育て支援事業を実施する中で、その保護者に対して子どもの心身の健やかな発達を促し、より良い安定した親子関係を築けるように、絵本に接する機会を提供し、次のような取り組みを推進します。

- ① 子どもの育児相談などで、読書活動の重要性や楽しさを保護者に伝え、乳幼児から本に親しむ機会を取り入れるよう啓発します。
- ② 乳児（10ヶ月）健診に来られたすべての乳児を対象に絵本を配付する「ブックスタート事業」を図書館や読書ボランティアの協力を得ながら推進します。
- ③ 子育て支援センター★3 を利用する保護者と子どもたちに、親子で気軽に本と親しむ機会を提供したり、指導員やボランティアによる読み聞かせ事業の充実を図ります。
- ④ 市立図書館と連携して、健診会場となる保健センターや、子育て支援センターなどに団体貸出★4の本を備え、読書案内などの情報提供に努めます。

(2) 学童クラブ運営事業（こども課）

放課後児童の保育サービスとして、「学童クラブ」★5があります。家に帰るまでの時間を有意義に過ごせるよう、子どもたちがいつでも本に触れることができる環境を整備するため、次のような取り組みを推進します。

- ① 読書時間を設けたり、指導員による読み聞かせを積極的に行います。
- ② 「おはなし会」など市立図書館行事への積極的な参加を促します。
- ③ 図書コーナーを充実させるため、市立図書館の団体貸出の利用を積極的に行います。

(3) 寺子屋事業（生涯学習課）

地域においては、子どもが本と出会い、親子や友だちと読書に親しみ、コミュニケーションが図れる環境を整備・充実していく必要があります。

五泉市には地域文庫はありませんが、子どもの居場所づくりとして、全小学校区で「寺子屋事業」★6を展開しています。その中で読書を習慣づける取り組みを推進します。

- ① 学習指導の中に読書も取り入れられるよう、市立図書館の団体貸出を利用し、本のある空間に親しみを持たせます。
- ② 学習指導の合間に読み聞かせやブックトーク★7などを取り入れ、読書の楽しさやおもしろさを伝えます。

(4) 五泉生き生き学習達人バンク事業（生涯学習課）

日常生活や趣味などあらゆる分野で知識・技術・経験をもって活動している指導者を「達人」として登録し、学習者から要望のあった内容で出向いて指導していただくものです。

登録いただいた達人の活躍の場として、市内小中学校にゲストティーチャーとして派遣する「学校支援者派遣制度」★8や達人が自ら講座のプログラムを企画し、受講者を募集する「きなせや学習大学」★9があります。

- ① 学校支援者派遣制度により、市内小中学校の総合的な学習の時間等で、希望により読み聞かせボランティアを派遣します。
- ② 養成講座を修了し、経験を重ねた読書ボランティアが、自ら講座の内容を企画するきなせや学習大学講師への立候補を奨励します。
- ③ 市立保育園、幼稚園、小学校、中学校で開設している家庭教育学級★10（全31学級）で読書に関する講座の実施を推薦します。

3 保育園・幼稚園における読書環境づくり

○ 保育園・幼稚園の役割と取組

子どもにとって、保育園、幼稚園に通う時期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期にあたります。

子どもたちは、先生や友だちとともに集団生活を過ごす中で、多くのことを学びます。

絵本や物語を楽しむことにより、家庭とは違った雰囲気や一体感を感じることができ、読書の幅が広がります。

そこで、保育園や幼稚園では日常的に「読み聞かせ」などを行っています。このため、発達段階に応じた絵本が十分に揃っていることが重要になってきますが、絵本の数が園により違うなど、読書環境に違いがあります。本と子どもを結びつけるために、次のような取り組みを推進します。

- ① 読書の大切さと必要性を認識し、子どもが読書習慣を身につけられるよう努めます。
- ② 保護者に対して読書への理解を深めるため、「園便り」などを通して読み聞かせの啓発に努めます。
- ③ 保育活動の中で日々絵本の読み聞かせを行い、本に親しめる環境づくりに努めます。
- ④ 「幼児向けブックリスト」★11を活用するなど、市立図書館との連携により読書環境を整えます。
- ⑤ 子どもの自主的な読書活動を促すため、園内の図書コーナーを整備するなどの工夫をし、自発的な読書活動につながるよう配慮します。

4 学校における読書環境づくり

○ 学校の役割と取組

学校においては、各学年の段階に応じて、子どもの読書習慣を形成することが大切であり、学校図書館を計画的に活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要です。

子どもが読書を通して自分の考え方を深めたり、新しい世界を知ったりする手助けになるような指導をする必要があります。また、授業に本を取り入れ、朝の学習時間を利用した「読み聞かせ」などをきっかけに、読書の楽しさを子どもたちに浸透させることも大切になっています。

そのためには市立図書館との連携を深め、積極的に活用することが望まれます。また、「市立図書館」と「学校図書館」が連携を図りながら、その役割を果たすため、次のような取り組みを推進します。

- ① 児童、生徒の成長や発達段階に応じた蔵書の充実を図ります。
- ② 司書教諭や図書主任を中心に、市立図書館の派遣司書★12の協力を得ながら学校の特性を活かした活動を推進していきます。
- ③ 児童、生徒への「おすすめ図書リスト」★13の配付や、教師や子どもによるおすすめ本を紹介する機会を作り、読書の楽しさを啓発します。
- ④ 保護者、ボランティア、市立図書館の協力を得て「読み聞かせ」などを行います。
- ⑤ 障がいのある児童、生徒の障がいの特性、生活経験などを考慮した適切な図書を選定するとともに、ボランティアや教諭による「読み聞かせ」など、工夫した読書活動を充実します。
- ⑥ 子どもたちに読書習慣を身につけさせるため、全校一斉の読書活動（朝読書、読書週間、読書月間など）を設定するなど、読書時間を確保します。
- ⑦ 市立図書館のテーマ別図書「スクールパック」★14を授業に活用します。

5 市立図書館における読書環境づくり

○ 図書館の役割と取組

図書館は子どもたちにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選ぶことができ、読書の楽しみや喜びを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもとともに読書をしたりすることのできる場所であり、子ども読書活動推進の拠点施設として重要な役割を担っています。子どもと本のかげがえのない出会いを応援するため、さまざまな機会で紹介するとともに、選書に力を注ぐ必要があります。

また、子どもの読書活動を促進する効果的な本を揃えて、読書を楽しむきっかけをつかむことができる事業を実施するとともに、読書環境の整備を始め、次のような取り組みを推進します。

(1) 図書資料の整備・充実

- ① 子ども個人の興味や関心など発達段階に合わせた選書を行い、蔵書の充実を図ります。
- ② 春の「子どもの読書週間」と、秋の「読書週間」に、小学生、中学生向けの良書案内として新しく出た本を選書し、展示方法の工夫やリストの配布に力を注ぎます。
- ③ ヤングアダルトコーナー★15の蔵書を積極的に収集し、特に思春期における10代の子どもたちに対し読書の楽しさを知ってもらうよう啓発します。

(2) 学校または学校図書館との連携

- ① 学校における「出前おはなし会」の支援や学校への団体貸出など、連携を深めます。また、テーマ別図書のセット（スクールパック）を充実します。
- ② 各教科の調べ学習について必要な資料の充実を図るとともに、図書館司書が調べ学習の方法を研究し、より多くの子どもたちの疑問が解消できるように努めます。
- ③ 学校の派遣司書の充実を図ります。
- ④ 中学生の職場体験など、子どもが図書館を見学、体験する機会をさらに拡充していきます。
- ⑤ 学校の特別支援学級への読み聞かせの実施などについて検討します。

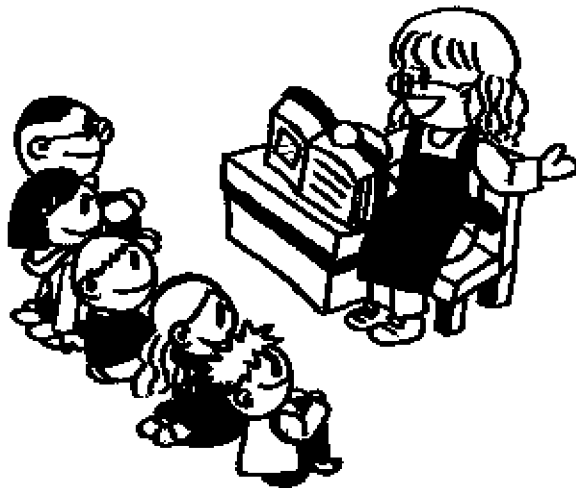
- ⑥ 中高校生（ヤングアダルト）向けのリストを作成し各学校に配付するなどして、市立図書館の利用促進を図ります。

（3）読み聞かせボランティアの養成と連携

- ① 「おはなし会」の内容の充実を図ります。
- ② 読書ボランティアのスキルアップのための養成講座を開催します。
- ③ 新たなボランティア団体の育成に努めるとともに、ひとりで活動したい方のために読み聞かせボランティアの登録制度についても検討します。

（4）その他

- ① 10ヶ月児健診時に実施しているこども課主催の「ブックスタート事業」に積極的に協力します。また、保護者が子育てを楽しめるような、絵本を紹介していきます。0歳児でも図書館を利用でき、絵本が親子のコミュニケーションのツールになることを啓発していきます。
- ② 子どもの発達段階に応じた「おすすめ図書リスト」を作成します。
- ③ 図書館の利用をさらに促進するため、子どもや保護者に対する広報活動を充実していきます。
- ④ 子ども向けホームページの作成について検討します。
- ⑤ 読書活動の情報拠点としての機能を充実していきます。



6 年齢に沿った読書環境づくり

子どもの読書活動には個人差がありますが、成長段階における読書の意義を次のように捉えた上で、別表「年齢に沿った取組の目安」にあるような取り組みが必要であると考えます。

(1) 乳幼児(0歳～6歳)

乳幼児期での本の読み聞かせや語りかけは、聞く力や集中力を養うだけではなく、周りの人との心のふれあいにより、心の安定につながっていきます。自我が芽生える3歳頃には理解力も増してくるので、本とふれあうことによって、健やかな成長を助けてくれると考えます。

また、保育園、幼稚園に入ると、様々なことを学びはじめ、集団での読み聞かせなどをはじめ経験する子どももいるでしょう。お話の内容がよく理解できるようになる時期であり、昔話などの少し長めのおはなしも楽しめるようになってきます。

(2) 小学生(7歳～12歳)

子どもたちは、学校教育における読書活動により、自分の興味のある分野の本を選び、読書の幅を広げていきます。

この頃には、本を読むことを習慣づけるために、家庭での読書に向けた取り組みが必要です。また、市立図書館や学校図書館で、たくさんの本と出会うことができる大切な時期でもあります。

(3) 中学生・高校生など(13歳～18歳)

多様なものに興味を持ち、行動範囲も広がり、想像力や判断力などが著しく磨かれ、心身ともにさらに成長する大切な時期です。

勉強やクラブ活動、趣味などで読書にかかる時間が少なくなる傾向にありますが、学校での朝の読書活動の取組みなどで本とのふれあいは可能です。

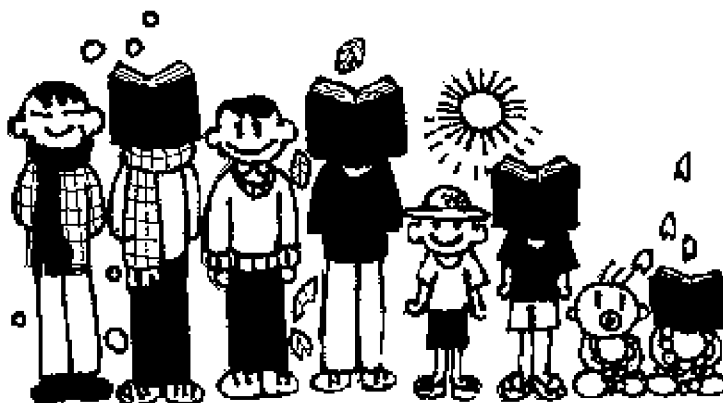
この頃は、子どもたちの個性や自主的な読書を尊重しながら、読書環境を整えることが必要です。

<別表：年齢に沿った取組みの目安>

(※年齢はあくまで一般的なものであり、個人差があります。)

年齢	望まれる環境整備とその効果	具体的方法
0歳 ～ 3歳頃	<p>●親子での取り組みが大切。絵本などを媒体にして、お話や声かけをたくさんしてあげる。(リズムカルな言葉で、身近なものを題材にした絵本が好ましい。)</p> <p>→ 大人の言葉に耳をすませることができるようになり、聞く力が育つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート ・声かけ ・スキンシップあそび
3歳 ～ 6歳頃	<p>●本の中には、楽しいことが詰まっているということを、子どもに伝える。(絵と文章が一体となったものが良い絵本)</p> <p>→ 本を媒体にしてコミュニケーションをとることができ、理解力、集中力がつく。</p> <p>●お話を楽しめるようになったら、ストーリーのあるものを読んであげる。(昔話が最適)</p> <p>→ 子どもは想像力をはたらかせ、疑似体験をすることで、本の世界を体験することができるので、感性、想像力が豊かになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・手あそび ・うたあそび ・わらべうた ・紙しばい ・クイズ ・しかけ絵本 ・人形劇 ・おはなし会 ・ストーリーテリング★16
小学生 (低・中学年)	<p>●図書館、学童クラブ、寺子屋教室などで実施されている「おはなし会」に参加する。</p> <p>→ 集団での「おはなし会」に慣れていき、長めのおはなしも聞けるようになる。</p> <p>●自分で本が読めるようになってくるので、身近にたくさんの種類の本がある環境を作ってあげる。</p> <p>→ 自分の読みたい本を、選べるようになる。</p> <p>●学校での読書指導が始まり、多くの本と出会う時期なので、読書をすることは楽しいということを知り、家庭での読書を楽しむことができる。</p> <p>→ 読書習慣が身につく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・読書相談 (良書の紹介) ・朝の読書 ・アニメーション★17 ・ブックトーク ・ストーリーテリング

年齢	望まれる環境整備とその効果	具体的方法
小学生 (高学年～)	<p>●読書からはなれやすい時期なので、子どもが本を読みたくなるようなはたらきかけと、本の紹介などを行う。</p> <p>→ 子どもたちが、幅広い分野の中から、興味のある本を選べるようになる。(本を選ぶ力がつく。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトーク ・ブックリスト等の配付 ・読書相談
中学生～ 高校生 (ヤングアダルト世代)	<p>●この年代の読書は自我や感情にこだわる時期から広い世界への旅立ちの準備期間でもあることから、純文学、哲学書、学術書などにも興味に向くようにすると良い。</p> <p>→ 遊びとは異なった視点から、真剣に、本格的な読み方をし、自立した読書人となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトーク ・ブックリスト等の配付 ・読書相談



用語説明

- ★1 ブックスタート事業 … 五泉市に生まれてくるすべての赤ちゃんと保護者に、読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら本を手渡す運動。平成18年から実施。
- ★2 おはなし会 … 子どもに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリング、手遊びなどを行うこと。
- ★3 子育て支援センター … 日頃の子育ての心配ごとや悩みについての相談、保護者たちの交流の場、親子で自由に過ごせる場として、子育てに役立つ情報の収集と提供を目的として開設。
- ★4 団体貸出 … 市内の各種団体の図書利用希望者が3名以上の団体に対して1ヶ月間100冊を上限に図書資料を貸出す制度。
- ★5 学童クラブ … 小学校低学年の児童が保護者の就労等により昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、保育を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的としている。
- ★6 寺子屋事業 … 小学生を対象に、互いに大切にしよう人間関係の醸成及び自学自習の生活習慣の形成をめざした教室。
- ★7 ブックトーク … ひとつのテーマに添って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうこと。
- ★8 学校支援者派遣制度 … 生涯学習指導者「達人」のリストの中から、希望により市内小・中学校15校にゲストティーチャーとして派遣する制度。達人は、個人登録と団体登録がある。学校ごとの講座数は、児童、生徒数などから算出する。
- ★9 きなせや楽習大学 … 生涯学習指導者「達人」が、自ら講座のプログラムを立案し、受講生を募集する制度。
- ★10 家庭教育学級 … 市が市立保育園・幼稚園・小中学校の家庭教育学級長に委託して実施。
- ★11 幼児向けブックリスト … 対象を0歳～3歳、4歳～6歳と年齢別に合わせて絵本を選び、内容を紹介した目録。
- ★12 派遣司書 … 市立図書館から市内の学校に司書を派遣して、子どもたちに「絵本の読み聞かせ」などをすることで本の楽しさや面白さを伝える。
- ★13 おすすめ図書リスト … 市立図書館が児童・生徒に是非読んで欲しい図書を厳選して作った目録。
- ★14 スクールパック … 総合学習に役立つテーマや特定のテーマ本をセットにしたもの。
- ★15 ヤングアダルトコーナー … 主に中・高校生世代を対象に、児童書から一般書への橋渡しの意味合いでその年代に合った図書コーナー
- ★16 ストーリーテリング … 話し手が物語り（昔話や民話など）を覚えて、聞き手に対して語ること。
- ★17 アニマシオン … 本が読めない子、本に背を向けた子どもを読書に誘うためにクイズ形式を取り入れて読書に親しませる方法。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努

めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○ 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 読書ボランティア活動状況

団体名	会員数	活動年数	活動内容	活動場所	活動対象	活動日
たんぽぽ	8人	14年 (合併前含む)	絵本の読み聞かせ ブックトーク ストーリーテリング	五泉市立図書館	親子(幼児・小学生)	月2回
				市内小学校 (五泉地域)	全学年	読書月間
			ブックスタート	保健センター	10ヶ月児と保護者	月1回
おはなしどりいくむ	10人	7年 (合併前含む)	絵本の読み聞かせ ブックトーク ストーリーテリング	五泉市立図書館	親子(幼児・小学生)	月2回
				市内小学校 (五泉地域)	全学年	読書月間 昼休み
			ブックスタート	保健センター	10ヶ月児と保護者	月1回
あじさいの会	15人	27年 (合併前含む)	絵本の読み聞かせ ストーリーテリング	村松図書館	親子(幼児・小学生)	月2回
				市内小学校 (村松地域)	全学年	読書月間 朝読書
			ブックスタート	村松 保健センター	10ヶ月児と保護者	月1回

五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	中 原 広 司	学校教育課指導主事
副委員長	岩 倉 瑞 恵	読書ボランティア「あじさいの会」
委 員	五十嵐 吉 子	読書ボランティア「たんぼぼ」
委 員	木 村 由美子	読書ボランティア「おはなしどりい〜む」
委 員	山 崎 天	生涯学習課 主査
委 員	板屋越 麻 子	こども課 主査



五泉市子ども読書活動推進計画

(2013年～2017年)

平成25年3月発行

編集・発行

五泉市教育委員会
(五泉市立図書館)

〒959-1864

五泉市郷屋川1丁目1番8号

TEL(0250)43-3110

FAX(0250)43-4243

Eメール lib-gosen@galaxy.ocn.ne.jp



GOSEN CITY